

札幌市宿泊施設第三次応援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症によって特に大きな影響を受けている宿泊事業者に対し、感染防止対策に係る消耗品等の購入費用を助成することで、観光客に安心して札幌を訪れていただける環境を整えるため、予算の範囲内において、札幌市宿泊施設第三次応援金（以下「応援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 札幌市から応援金事業を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内にある宿泊施設を運営する者のうち、令和3年4月26日時点で次のいずれかに該当する者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル」または「簡易宿所」を営む者

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(2) 今後も継続して、市内の宿泊施設の営業を行う意思を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、応援金の給付を受けることができない。

(1) この要綱による応援金の給付をすでに受けた者

(2) 役員等（給付対象者が個人である場合にはその者を、給付対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、給付対象者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この項において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者

(3) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 各号に掲げる者のほか、事務局が給付することが適当でないと認めた者

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、次に定めるところによる。なお、客室数は令和3年4月26日時点のものとする。

- (1) 第3条第1項第1号アの者は、下表のとおり、所有するそれぞれの施設の客室数に応じた額

客室数	応援金の額
1～20	150,000 円
21～50	450,000 円
51～100	750,000 円
101～200	1,200,000 円
201～	1,500,000 円

- (2) 第3条第1項第1号イの者は、下表のとおり、所有する総客室数に応じた額

客室数	応援金の額
1～20	75,000 円
21～50	225,000 円
51～100	375,000 円
101～200	600,000 円
201～	750,000 円

(給付申請)

第5条 応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、札幌市宿泊施設第三次応援金申請書兼誓約書（様式1－1、様式1－2）及び口座登録申請書（様式2）に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号アの者

- ア 営業許可証（写）
- イ 指定口座の通帳（写）
- ウ 上記に掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

- (2) 第3条第1項第1号イの者

- ア 標識（写）等の届出番号が記載されたもの
- イ 指定口座の通帳（写）
- ウ 上記に掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

- 2 札幌市宿泊施設応援金給付要綱（令和2年7月13日付け経済観光局観光・MICE担当局長決裁）第5条第1項又は、札幌市宿泊施設第二次応援金給付要綱（令和3年1月7日付け経済観光局観光・MICE担当局長決裁）第5条第1項に定める申請を済ませた者は、前項に掲げる必要書類のうち、第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

（給付決定等）

第6条 事務局は、前条の応援金の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、札幌市宿泊施設第三次応援金給付決定通知書（様式3）により通知し、10日以内に応援金を申請者の指定口座に支払うものとする。

（応援金の支給決定の取消し）

第7条 事務局は、申請者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、応援金の給付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、応援金を給付した後においても適用する。

（応援金の返還）

第8条 事務局は、応援金の給付の決定を取り消した場合において、既に応援金を給付しているときは、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の命令を受けた申請者は、事務局が指定する期日までに、直ちに応援金を返還しなければならない。

（応援金申請期間）

第9条 応援金の申請期間は、令和3年5月20日から令和3年6月30日までとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、札幌市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。